

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市中宮祠 2482 番地
中禅寺湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6（2024）年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、中禅寺湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト、いわな、わかさぎ、うぐい、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項及び第2項に基づく遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣、竿釣又はひき縄釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

- 2 竿釣による遊漁は、岸釣にあつては1人につき竿2本以内、船釣にあつてはひき縄釣を含め1隻につき竿4本以内でなければならない。
- 3 遊漁者は、船舶を使用しようとするときは、あらかじめ所定の申込書を組合に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒は、船舶を使用して遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 遊漁を行える期間は、4月1日以降組合が定めて公示する解禁日（以下「解禁日」という。）から9月19日までとする。ただし、次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
わかさぎ、うぐい及びかじか	解禁日から10月31日まで

- 2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域等）

第5条 前条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西で組合が別に定める区域（以下「特例区域」という。）における解禁日から12月31日までの間で組合が定めて公示する期間（以下「特例期間」という。）にあつては、この限りでない。

区 域	期 間
1 岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線以西の中禅寺湖	解禁日から12月31日まで
2 華厳の滝落口から上流の大谷川（通称大尻川）柳沢川・西の湖・外山沢	同上

川・ツメタ沢川・観音泉（通称観音水）・清水及び大橋川（通称横川）	
3 13番より松ヶ崎を結ぶ線から岸ヶ淵と松ヶ崎を結んだ線の区域	9月1日から9月19日まで

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第6条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、第4条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種（組合が定めて公示する魚種を除く。）	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	解禁日から組合が定めて公示する日まで

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁においては、毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。

3 前項の遊漁においては、釣針は、カエシのない釣針以外のものを用いてはならない。（全長制限）

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます、さくらます・やまめ、びわます（通称ほんます）、にじます・スチールヘッドトラウト、ブラウントラウト、レイクトラウト及びいわな	20センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

（尾数制限）

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は同表の右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	尾数
組合が定めて公示する魚種	組合が定めて公示する尾数

（遊漁料の額及び納付方法）

第9条 遊漁者の遊漁料（消費税額を含む。）は、次の表のとおりとする。

期 間	種 別	漁具及び漁法	魚 種	区 域	遊漁料	附加料金
解禁日から9月19日まで	1 日釣券	船釣又は岸釣	全魚種	岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の区域	2,700円	5,400円
	2 6回回数券	船釣又は岸釣	同上	同上	13,500円	—
	3 日釣券	手釣又は竿釣	雑魚	同上	1,500円	3,000円
9月20日から10月31日まで	日釣券	手釣又は竿釣	同上	指定区域	1,500円	3,000円
特例期間	日釣券	船釣又は岸釣	全魚種	特例区域	4,050円	8,100円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、わかさぎ、うぐい及びかじかをいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

注3 特例期間及び特例区域については、その都度組合事務所に公示するものとする。

注4 指定区域とは、岸ヶ淵より松ヶ崎を結ぶ線から東側の湖面を指す。ただし、9月1日以降13番と松ヶ崎を結ぶ線から西側の湖面を禁漁とする。

2 前項の規定にかかわらず、9月19日の遊漁料は無料とし、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は同表の右欄に定める額とする。

18歳以下（年齢確認のできる身分証を提示した者に限る。）	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）	前項に規定する遊漁料の1/2に相当す

帳を提示した者に限る。)

る額

3 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（必要に応じて顔写真）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第12条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、ベスト等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6（2024）年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された中禅寺湖漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。